

■景観形成基準対応説明書（行為制限対応説明書及び景観づくり計画書）

【物件の堆積・太陽光発電設備】

行為の場所	区域の別	用途地域の定めがない地域
		☐ さきたま古墳公園周辺区域 ☐ 古代蓮の里周辺区域 ☐ 利根大堰周辺区域
		用途地域の定めがある地域
		☐ 秩父鉄道行田市駅/忍城址・水城公園周辺区域 ☐ JR 行田駅周辺区域
	地名地番	
行為の種類	物件の堆積	☐ 新設 ☐ その他（ ）
	太陽光発電設備	☐ 新設 ☐ 修繕 ☐ 模様替 ☐ 色彩の変更
行為制限対応説明書 （遵守事項）	物件の堆積	☐ 周囲から堆積物が見えないよう、植栽や塀等で遮蔽する。 ☐ 資材等の堆積物の高さは、3mを超えない。 ☐ 遮蔽物の色彩は、建築物及び工作物に示す別表：色彩の制限基準に従う。ただし、着色していない材料部分の色彩、伝統的な技法や素材を使った色彩、又は外観の各立面積の3分の1以内で使用する色彩については、適用除外とする。
	太陽光発電設備	☐ 太陽光発電設備（太陽電池モジュール（パネル）は除く）及び修景・遮蔽物の色彩は、彩度4以下とする。 ☐ 太陽電池モジュール（パネル）は、原則として、黒、濃紺、又はダークグレーなどの色彩を使用する。
景観づくり計画書 （配慮事項）	物件の堆積	☐ 河川・水路、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮する。 ☐ 資材等の堆積は、周辺の景観と調和するよう、可能な限り低く抑えらるとともに整然と堆積し、植栽や塀等で遮蔽する。 ☐ 外部から堆積物が見えにくいよう、敷地の外周には空地を確保し、敷地の中央部に堆積物を配置する。 ☐ 遮蔽物は、高さを抑え、周辺の景観と調和した色彩とする。 ☐ 遮蔽物に多色を用いる場合は、必要以上の色数を使用せず、色彩相互の調和に十分配慮する。 ☐ 遮蔽物へのアクセント色の使用は、その要否と周辺への影響を考慮し、小さな面積や低い位置に集約して用いる。 ☐ 主要な公共施設や景観資源等と隣接、又は河川・水路、道路その他の公共の場所から見た際に背景や前景に位置する場所に堆積しないよう配慮する。 ☐ 有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それらと調和した配置や規模、形態・意匠とする。 ☐ 歴史的な資源、良好な樹木等がある敷地に堆積しない。

景観づくり計画書 (配慮事項)	太陽光発電設備	☐ 河川・水路、道路その他の公共の場所からの眺望の保全に配慮する。 ☐ 太陽光発電設備は、敷地境界からできる限り後退させる。 ☐ 太陽光発電設備の高さをできる限り低くする。 ☐ 太陽光発電設備を植栽やルーバーにより修景する。 ☐ 太陽光発電設備（太陽電池モジュール（パネル）は除く）及び敷地境界周辺の修景・遮蔽物は、周辺の景観と調和した色彩とする。 ☐ 太陽光発電設備（太陽電池モジュール（パネル）は除く）及び修景・遮蔽物に多色を用いる場合は、必要以上の色数を使用せず、色彩相互の調和に十分配慮する。 ☐ 太陽光発電設備（太陽電池モジュール（パネル）は除く）及び修景・遮蔽物へのアクセント色の使用は、その要否と周辺への影響を考慮し、小さな面積や低い位置に集約して用いる。 ☐ 太陽電池モジュール（パネル）は防眩仕様とし、周辺への反射の少ない角度とする。 ☐ 主要な公共施設や景観資源等と一体的に見える位置に設置する場合は、周辺からの見え方に特に配慮する。 ☐ 有形文化財や日本遺産の構成文化財、近代土木遺産等に隣接する場合は、それらと調和した配置や規模、形態・意匠とする。 ☐ 歴史的な資源、良好な樹木等がある敷地に設置しない。
----------------------------	----------------	---